

貸付特例適用農地等の（変更）届出書（震災特例法用）
 （貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

税務署
 受付印

令和____年____月____日

〒_____
 税務署長 届出者 住所 _____
 氏名 _____
 （電話番号 _____ - _____ - _____）

※欄は記入しないでください。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、租税特別措置法 第 70 条の 4 第 8 項 第 70 条の 6 第 10 項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（令和____年____月____日届出分）については、

イ. 同条 第 10 項 第 12 項 （1号・3号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので、同条 第 11 項 第 13 項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し
 （注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ロ. 賃借権等の存続期間が満了したので、租税特別措置法施行令 第 40 条の 6 第 27 項 第 40 条の 7 第 27 項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ハ. 賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、租税特別措置法施行令 第 40 条の 6 第 27 項 第 40 条の 7 第 27 項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の 贈与を受けた 相続（遺贈）があった 年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
-------------------------------------	-------------------------

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

○ 貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地等の状況及びその状況にあることを知った日	賃借権等解約等年月日
1			m ²	(. .)	. .
2				(. .)	. .
3				(. .)	. .
4				(. .)	. .
5				(. .)	. .

（注）上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	（確認）	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

(裏)
記 載 方 法 等

この(変更)届出書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例(租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項)(以下「借換特例」といいます。)の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

- 1 この(変更)届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の6第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の4第8項」の文字を二重線で抹消(以下、この(変更)届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。)してください。
- 2 この(変更)届出書の本文中、「(令和___年___月___日届出分)」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。
- 3 この(変更)届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□内にレ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日(又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日)から2か月を経過する日

「ロ」… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内

「ハ」… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内
- 4 「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況(現況)及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。
- 5 「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。